

国際交流委員会ニュース

・弁護士自治について考える～フィジー調査を通じて～

No.50 編集責任：国際交流委員会

弁護士自治について考える～フィジー調査を通じて～

国際交流委員会委員長 田中 みどり(東京)

2025年7月、当委員会は南太平洋の島国であるフィジー共和国を訪問した。当初のきっかけは、法務省が司法外交の一環として「日フィジー戦略的司法対話」を創設するなど、政府間レベルの関係強化を進めていることから、民の立場から司法支援を担う日弁連のアプローチ体制を検討するためであった。

ところが、結果として、弁護士制度及び弁護士自治について深く考えさせられることになった。



フィジー法曹協会の皆さんと

1 政府とのコンフリクトによるFLSの任意加入団体化

フィジーの弁護士制度はイギリス統治時代の1890年代に遡るが、1956年にフィジー法曹協会(Fiji Law Society / FLS)が設立された。この時点のFLSは強制加入団体であった。ところが、2006年にクーデタが発生して、憲法が停止された際に、FLSが法の支配への影響を懸念し、クーデタに強く反対する声明を出すなど、一定の影響力を発揮した。それを危惧した政府は、

何と2009年5月の法改正によりFLSを任意加入団体にしてしまったのである。FLSは、任意加入団体となったことにより、会員数は激減し(弁護士有資格者2366名中、会員数は約320名)、必然的に財政面も大打撃を受けた。さらには、弁護士自治の根幹である弁護士登録権(資格認定)や懲戒権をも取り上げられたのである。

2 懲戒権の喪失と弁護士の社会的地位の低下

現在、弁護士に対する懲戒権は、2009年にLegal Practitioners Actに基づき設立された独立司法サービス委員会(Independent Legal Service Commission / ILSC)に権限がある。苦情申立を受理するのは弁護士の登録管理を行う高等裁判所(High Court)のChief Registrarであり、その監督下のLegal Practitioners Unitが調査をし、審査が必要となった場合には、Chief RegistrarがILSCに懲戒手続の申立てを行うという流れであり、弁護士会には一切の権限がない。ILSC委員長(高等裁判所の裁判官と兼務)は大統領によって任命される。名称に「独立」と明記されているとおり、政府とは「独立」した別組織であるから、弁護士会内に懲戒組織を置くよりも透明性・公平性が高く信頼性が高いという説明がなされている。

しかし、この懲戒権は、特に2006年から10年間ほどは政府に抵抗する弁護士に対する妨害の手段として相当利用されたようである。それだけでなく、弁護士たちは家から連れ去られ、山に置き去りにされたり、直接的な暴力的攻撃を受ける例もあったと聞いた。最近も、当訪問団の渡航直前に、政府と対立したFLS会長が逮捕されるかもしれない、連日の現地ニュース報道があり、アジア・太平洋地域の法曹団体であるLAWASIAも懸念を表明した。

任意加入団体化されたFLSは弱体化し、迫害される弁護士たちを守る力はない。そうなると、当然、弁護士たちは萎縮的効果が生じるし、結果、個人としての弁護士の社会的地位も急激に下がっていくことになる。

3 法律扶助事務所のパワー

FLSの建物は、いうなれば、平屋の小屋であり、我々全員が着席するための椅子を並べるだけで窮屈であった。エアコンなどの内装も旧式であり、隣接する不動産業者からの賃借物件のことである。しかし、その後に訪問した法律扶助委員会(Legal Aid Commission / LAC)の建物は、3階建の立派な建物で、中のしつらえも高級感があり、雲泥の差である。

LACは、1996年法律扶助法(2009年改正法)によって設立された独立機関であり、経済的な困難を抱える市民に対する法律サービスを提供するために、1998年7月から法律援助活動を開始した。当初は、(クライアントから受け取る金銭を預金するために)全弁護士に開設が義務付けられた信託口座(Trust Fund。約600口座ある模様。)の利息を原資とする「忠実基金(Fidelity Fund)」からの資金が活動資金となっていた。しかし、LACが2013年憲法で政府からの独立が保証されつつも国費運営することが義務付けられたため、

大幅に予算が増え、当初は3事務所しかなかった事務所数が、今は26事務所を展開するまでになった。スタッフ弁護士の給料は国から支払われる(なお、前述のILSCは、現在もFidelity Fundによって運営されている)。利用者の側は、法律相談は誰でも無料で利用でき、訴訟代理業務等に対する支援は所得基準を満たせば報酬相当額を支払う義務はない。

LACの充実は、島嶼部分(300以上の小島)も含めて全国レベルで「誰も取り残さない」「正義は遅れてはならない」との政府の方針に基づくものであり、さらには、「1時間ルール(被疑者が警察に連行されてから1時間以内にLAC弁護士が接見に駆けつける制度)」まで実践されているという。

いわゆるリーガル・アクセスは、人権擁護・権利救済の実現のために大変重要な意義を有するものであり、フィジー政府は積極的にリーガル・エイドに向き合っているという実感である。

4 弁護士自治とは? 弁護士の役割とは?

フィジーにおける貧困率(貧困ラインを下回る生活をしている国民割合)は、約3割とのことである。そのような国において、政府の保護下のものでLACがある程度安定的に運営されているならば、評価すべきであると思う。

しかしながら、弁護士という存在は、「国から雇われて法律扶助業務をやること」だけなのか?

上述のとおり、フィジーの弁護士会組織は、資格審査や懲戒権などの弁護士自治に不可欠な権能を奪われ、弱体化した。それは、弁護士会という組織だけでなく、弁護士自体の社会的評価や信頼も毀損し、発言力を減殺する結果となった。

もちろん、フィジーの弁護士たちは、「法の支配」実現のために日々努力し、その後もクーデタにより複数回にわたり政権が交代しているという国情

のもので、弁護士自治を取り戻すべく運動をしているようである。しかし、弁護士の声に危機感を抱いた政府によって弁護士自治が剥奪されたという過去の経緯からして、いったん失った弁護士自治権を取り戻すのは、相当な困難な道であろうと思わざるを得ないのである。

今、日本の弁護士が、当然のように享受している社会的評価や権利は、弁護士会に弁護士自治があるからこそ認められた特権であることを改めて認識する必要があるのではないか。弁護士自治を失ったら、弁護士資格の社会的地位が急落するという現実を目の当たりにして、我々は、弁護士自治の重要性をじっくりと噛みしめるに至ったのである。



フィジー法曹協会のSeeto副会長と